

86 文官試験試補及見習規則中旧東京大学法学部卒業生に關

する規定は司法省旧法学校正則部卒業生に適用する儀に

付稟議 [明治二十年十二月]

(注記1) 司法省聯第一〇三八号

(嚴倉)(金井)(谷津)

(注記2) 勅令第三十七号文官試験試補及見習規則ニ依リ司法省旧法学校正則部卒業生之儀ニ付稟請

司法省旧法学校正則部卒業生之儀ハ仏語ヲ以テ仏国法ヲ修メ四年ノ予科四年ノ本科ヲ經タル者ニシテ旧東京大学法学部ノ卒業生ト權衡ヲ齊フスル者ニ付文官試験試補及見習規則第一条第三条及第二十三条中ノ旧東京大学法学部卒業生ト同一ノ資格アルモノトシ右箇条ヲ適用相成候様致度閣令案相添此段稟請候也

(注記4) 明治二十年十一月十七日 司法大臣伯爵 山田頭義 印
内閣總理大臣伯爵 伊藤博文殿

閣令案

(朱書) 閣令第二十五号

明治二十年七月七勅令第三十七号文官試験試補及見習規則第一条第三条及第二十三条中旧東京大学法学部卒業生ニ關スル規定ハ司法省旧法学校正則部卒業生ニモ適用スルモノトス

明治二十年十一月廿一日 (抹消)(加筆)(朱書)(山田) 内閣總理大臣

(注記6) 明治二十年十一月十八日

(注記7)(金井)(嚴倉)(谷津) 内閣書記官

(注記8) 内閣總理大臣

(伊藤) 花押

内閣書記官長

(田中) 印

各省大臣	
内務	外務
花押 (山田)	陸軍
陸軍	大藏
印 (大山)	印 (松方)
司法	海軍
印 (山田)	印 (西郷)
農商務	文部
印 (黒田)	花押 (森)
	通信
	印 (榎本)

司法大臣請議司法省旧法学校正則部卒業生ノ件

明治廿年十一月十八日

内閣總理大臣

文官試験局長官 印

別紙司法大臣請議司法省旧法学校正則部卒業生ノ件ハ允当ナルヲ以テ請議ノ通閣令發布相成可然ト視認ス

閣令案

呈案ノ通

(注記1)

「試験局第二号・廿年十一月十八日」

(注記2)

「試験局」

(注記3)

(土屋) 印

(注記4)

「十二(簿冊内件名番号)」

(注記5)

「甲二六五」

(注記6)

「司甲」二六五号」

(注記7)

〔會編〕
「花押」

(注記8)

「済」

〔「公文類聚」第十二編 明治二〕
十年 第五卷〕 2A, 11, ㊟292〕